



発行 長瀬町商工会

長瀬町 商工会 たより

〒369-1304

長瀬町本野上189-6

TEL 66-0268

FAX 69-1030

E-mail nagatoro@syokukai.jp

HP http://www.nagatoro.or.jp/


 発行責任者 野原 武夫
 編集責任者 小菅 孝
 編集担当者 柳原 哲省


彩の国ビジネスアリーナ 2013

企業間取引における国内最大級の販促・取引先拡大のための展示商談会「彩の国 ビジネスアリーナ2013」が下記の日程で開催されます。

◆日時 1月30日(水)～31日(木)

◆場所 さいたまスーパーアリーナ

◆出展費 1社当たり5,000円

◆申込締切 10月15日(月)迄

◆備考 工業部会としてブース出展します。

事務局にて出展資料等の作成や準備等のお手伝いを致しますので、参加ご希望の方は事務局までご連絡下さい。(記事担当 柳原 哲省)



街をきれいにしましょう

毎年恒例の、県下商工会統一事業として会員事業所参画による全町一斉美化清掃活動を今年も開催します。事務所や工場・自宅の周辺等公的な場所などから、空き缶やタバコ吸殻等を一掃するため、是非ご協力ください。なお、集めたゴミの処理は、各自でお願い致します。

◆10月15日(月)

AM7:00～9:00

(記事担当 齋藤 美江)



「給与所得者の個人住民税は 「特別徴収(給与天引き)」で納税を!

事業主(給与支払者)の皆様は、従業員へ毎月支払う給与から個人住民税(個人町民税+個人県民税)を差し引き、従業員に代わって町に収めること(特別徴収)が法律で義務付けられています。

人員不足や事務の増加を理由に特別徴収を行わないことは法律で認められていません。但し、一定の場合には特別徴収をしないこともみとめられていますので、税務課窓口へお申し出いただくこととなります。

埼玉県秩父県税事務所と管内の全市町村では、特別徴収をしていない事業主を従業員に代わって市町村に納税していただく特別徴収義務者に、今後、順次指定する準備を進めています。

お問い合わせ先

◆長瀬町 税務課 69-1101

◆秩父県税事務所

納税・個人県民税対策担当 23-2110



第10回ふれあいフェスタ長瀬 10月6日に開催します

商工会青年部では、長瀬の活性化と各種団体の交流を目的として、今年度も「ふれあいフェスタ長瀬」を開催します。皆様ぜひ遊びに来てください。

◆日時 10月6日(土) 10:00～15:00

◆会場 お祭り広場及び旧町民プール、花の里

◆内容 ①音楽などのステージ発表

②模擬店の出店 ほか

◆その他 雨天決行(記事担当 竹内 紀昌)

2013年ビジネスノート、 商工会たより協賛広告募集

商工会たより、及び2013年ビジネスノート発行にあたり、下記のとおり協賛広告を募集します。ご希望の方は商工会まで。

- ◆商工会たより……23mm×90mm
3,000円（1年間）
- ◆ビジネスノート……42mm×160mm
5,000円
- ◆締切……10月19日（金）まで
（記事担当 齋藤 美江）

第9回埼玉県北部地域技術交流会併設 商談会の受注企業募集について

埼玉北部地域技術交流会実行委員会と(財)埼玉県産業振興公社の共催で商談会を開催致します。つきましては、商談会参加企業の募集をしています。

- ◆日 時 平成24年11月6日（火）
13:00～16:00
- ◆会 場 ものづくり大学
- ◆商談会形式
受注企業1社につき1つの商談席において、対面形式で商談を行っています。
- ◆募集定員 40社
- ◆申込期限 平成24年10月9日（火）
- ◆参加費 埼玉北部地域技術交流会出展企業 無料
※商談会のみ参加 有料(3,000円)
- ◆主 催 埼玉県北部地域技術交流会実行委員会
（記事担当 柳原 哲省）

ホームページであなたのお店を 紹介しませんか

商工会では、ホームページ会員企業紹介への掲載会員を随時募集しています。

料金は年間5,000円で、いつでも自由に更新できます。また、更新のサポートも致します。ぜひお申込み下さい。

（記事担当 柳原 哲省）

会員事業所対抗ボウリング大会 を開催します

毎年恒例の会員事業所対抗ボウリング大会を開催いたします。日頃の運動不足の解消の為にも是非ご参加下さい。

- ◆日時：10月12日（金）
18:00現地集合
18:30試合開始
- ◆会場：児玉スカイボール
- ◆参加費：1,500円（靴代参加者負担）
（記事担当 南 悦子）

事業主も退職金が出ます

小規模企業共済は、事業主又は、個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者が事業をやめたり、役員を退いた場合の生活安定を図る、事業主のための退職金制度です。掛金は全額所得控除でき、大変お得です。

- ◆加入できる方……従業員数が、商業・サービス業は5人以下、製造業は20人以下の個人事業主・法人役員、個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者
- ◆掛金……月額1,000円から70,000円まで、500円単位で自由に決められます。
詳しくは商工会までお問合せ下さい。
（記事担当 齋藤 美江）

次回の日本政策金融公庫 金融審査会 10月9日（火） 13:00～	
9月末現在 商工会員数330名	組織率 75.9%